

都市計画税の用途について

都市計画税は「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	決算額
1 款 町税	5 項 都市計画税	1 目 都市計画税	現年課税分	311,082
			滞納繰越分	1,440
計				312,522

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業	事業費	財源内訳			都市計画税 充当可能経費
					国県支出金	その他	一般財源	
8 款 土木費	4 項 都市計画費	1 目 都市計画総務費	都市計画総務一般事務費	3,160	45		3,115	71
			都市整備課職員人件費	35,914	106	739	35,069	553
			都市整備課（事業費支弁）職員人件費	8,782			8,782	8,782
		2 目 街路事業費	小渕江南線整備事業費	4,937	1,564		3,373	0
		3 目 下水道費	下水道事業費	383,497			383,497	383,497
		4 目 公園費	都市公園整備事業費	19,463			19,463	0
1 2 款 公債費	1 項 公債費	1 目 元金	町債償還元金 （都市計画事業に係る 償還元金）	2,766			2,766	2,766
		2 目 利子	町債等償還利子 （都市計画事業に係る 償還利子）	75			75	75
計				458,594	1,715	739	456,140	395,744